

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岡 本 篤 典

足利市監査委員 岡 部 記 和

足利市監査委員 柳 収一郎

記

1 監査の種類 指定管理者監査

2 監査実施日 平成 30 年 10 月 11 日

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた決算書、関係帳簿、証ひょう類等について、試査による内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

団 体 名	対 象	監査結果
社会福祉法人 足利市社会福祉 協議会	平成 29 年度 泗水学園指定管理料 188,434,213 円	指定管理料に係る事業は目的に沿って行われ、その経理事務についてはおおむね適正に執行されたものと認められた。
	平成 29 年度 さわらごハイム足利指定管理料 55,484,963 円	指定管理料に係る事業は目的に沿って行われ、その経理事務についてはおおむね適正に執行されたものと認められた。

5 意見・要望

泗水学園及びさわらごハイム足利の指定管理に係る支出については、施設本来の目的を効果的に果たすため、関係課との協議を十分に踏まえ、協定書や関係法令等に基づく、より一層の計画的な執行管理に努められたい。